

20世紀初頭ブダペシュト周辺における陪審制運用状況

— ブダペシュト国王高等裁判所文書史料を中心に —

上 田 理恵子

An Approach to the Jury System around Budapest at the Beginning of the 20th Century through the Archives within the Royal Appeal Court Budapest

Rieko UEDA

(Received October 1, 2010)

The purpose of this paper is to clarify to what extent the jury system in Hungary was managed by the courts and the Minister of Justice around 1900, during the days soon after the enforcement of the Code of Criminal Procedure of 1896. The archives about the Royal Court of Appeal Budapest, one of the eleven appeal courts, show two items: firstly the lists of juror candidates were made regulary from the beginning of the start of this system, though the number of people was much smaller than that of voters in the parliamentary election mainly because of pre-requisite educational qualifications. Secondly the Appeal Court did not always receive precise reports about jury trials, though the courts within the district of every Appeal Court were required to report about the trials every year by order of the Minister of Justice. Consequently the Ministry of Justice must have had difficulties to gather precise and detailed information and to consider reform of jury system.

Key words : Hungarian jury system, court system, Austro-Hungarian Dual Monarchy, the Royal Appeal Court Budapest

はじめに

ハンガリーにおいて、刑事陪審制度はオーストリア＝ハンガリー二重体制下（1867-1918年）に実施されたことがある。事実上の実施は刑事訴訟法（1896年法律33号）が施行された1900年から、第一次世界大戦の始まった1914年までである。陪審裁判に付されるのは、1897年刑事訴訟法施行法によれば、5年以上の自由刑より重い刑罰の対象となる重罪の大部分、公共に対するこれらの犯罪への扇動、出版法への違反についてである（1897年法律34号 第15条）。

ここにいう「陪審制」という語は、フランス革命期に導入された制度ないしそれを参考とした19世紀のドイツのライン型の制度に直接由来する。¹ハンガリー王国の陪審制に関して、制度導入の経緯を重点的に分析して最近の研究をまとめたアントルの表現によれば、これは「英米型陪審制のフランス・ヴァージョン」である。² また、ハンガリーの刑事陪審制度そのもの、また1791年革命や1848年革命を経て意識された「司法への民衆参加」の理念、出版事件への導入³から刑

事事件への適用への拡大といった展開について、他の地域と際立った特色があるわけではない、という。⁴

しかしながら、制度内容が同じであり、時期的なずれはあっても同じような方向をたどる制度だからといって、その制度をめぐる政治状況、運用や適用について生ずる実態は地域により様々である。それらの地域的な諸事情と法制度の関係を明らかにしようとする立場からみれば、チズマディアをはじめとするハンガリー国内の先行研究⁵以外にも、ハンガリー王国の陪審制について研究する余地は、他の国家作用に関する研究⁶のように、まだ残されていると考えられる。

こうした問題意識から、本稿は、首都ブダペシュト文書館所蔵の国王高等裁判所関係文書を手掛かりとして、裁判所の管轄区上、ブダペシュトを中心とする地域について、ハンガリー王国の刑事陪審制度施行当初における制度運営の仕組みと実態の一端を、多少なりとも明らかにすることを目的とする。

その前提として、陪審制導入当時、そもそも王国の各裁判所はどのような組織を構成していたのかを概観しておく必要がある。

1. 陪審制に関わる裁判所

(1) 1900年当時のハンガリー王国における裁判所組織

1867年にオーストリア側との和協⁷が成立して以降、オーストリア＝ハンガリー二重君主国内で、ハンガリー王国は独自の司法制度の確立を急ぐこととなる。裁判官の独立に関する法整備もその一つで、1869年法律4号では行政権に対して司法権の独立の原則を初めて謳ってから、ベルギーの制度に倣って裁判官の身分保障の法整備に努めたという。⁸ 裁判所の設置についても、1870年代から設置数の増加や区分が整えられ、1890年法律25号では、国王高等裁判所の数が2か所から11か所へと増設され、これに応じて王国内の全域にわたって管轄区も分かれた(文末、図1参照)。

また、クロアチア・スラヴォニアについては1868年以降、ハンガリー王国との和協によって王国的地位を獲得して以降、全体がザグレブにある裁判所の管轄区になっている。

司法制度の整備の結果、陪審制施行時の1900年当時には、例えば現代日本での名称に従うならば、上位から最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所という、今日のいわゆる先進諸国の多くでおなじみの審級制に概ね一致した裁判所の組織が整備されていたことになる(表1)。

(表1) 1900年当時のハンガリー王国内の裁判所数

裁判所の種類	設置数
国王破棄院(Királyi kúria)	1
国王高等裁判所(Királyi ítélőtábla)	11
国王裁判所(Királyi törvényszék)	67
国王地区裁判所(Királyi járásbíróság)	384

典拠) Sipta (1998) 126-132頁をもとに作成

(表1)のうち首都ブダペシュトに限っては、国王裁判所は、ブダペシュト国王裁判所、ブダペシュト商事・手形裁判所、刑事裁判所に三分されていた。言うまでもなく陪審法廷は刑事裁判所の管轄である。各裁判所の段階に対応して検察機関も上から国王最高検事局(Királyi koronaügyész)、国王高等検事局(Királyi főügyész)、国王検事局(Királyi ügyészség)、検察代理(Ügyészi megbízott)が、裁判所に付属して設置された。

各国王高等裁判所管轄区内は、さらに複数の国王裁判所管轄区に分かれる。ブダペシュト国王高等裁判所管区については、バラッシャジャルマト、ブダペシュト、ベステルツェバーニヤ、エゲル、イポイシャグ、

カロチャ、ケチケメート、ペシュトヴィデーク、セーケシュフェールヴァール、ソルノク、そしてクロアチア・スラヴォニア王国の領土を超えて飛び地となるフィウメ⁹の11の国王裁判所管轄区に分かれる(文末、図2参照)。陪審法廷開催の単位となったのは、これらの国王裁判所であった。

国王高等裁判所管轄区も、その内側の国王裁判所管轄区も、区の境界は、大半の部分については、行政単位としての県(vármegye)境、またはこれらを複数統合した境界と一致する。

また、王国の首都ブダペシュト周辺については、行政単位としての地方自治体と国王裁判所管区も、フィウメを除き概ね一致している地域に該当する。司法行政の円滑な進行には、その方が望ましいに違いない。後述する陪審員候補者の選出過程でも、市町村や県といった自治体が重要な役割を果たしていた。

それだけに一層気になるのは、本稿では検討できないブダペシュト周辺から離れた部分の不一致である。今日のルーマニアの一部となった、エルデイ地方(英語名でいうトランシルヴァニア地方)については、ハンガリー王国の司法制度がルーマニア人への抑圧に悪用されている訴えも認められるからである。¹⁰

(2) 陪審制運用における国王高等裁判所の役割

陪審裁判が実施されるのは国王裁判所、それに対する上訴は破棄院においてに限定されている(刑事訴訟法378条)。¹¹

陪審法(1897年法律33号)17条によれば、年次名簿の提出先は国王高等裁判所長、高等検察局長、弁護士会、各地方自治体の長となっている。

陪審法廷を開催する裁判所長は、年末になると国王高等裁判所長を通して、司法大臣に、陪審法の運用状況について具体的に5項目を列挙し、正確な報告するよう義務付けられている(1898年司法省令26条)。すなわち、①当該年次内に実施された陪審裁判の数、②それらの事件のうち、陪審法廷設置地区が統合されている場合は、各裁判所管轄区については、裁判所毎に分けた事件数、③各裁判所における個々の陪審事件ごとに要した審理日数と費用、④裁判について総じて認めることができる問題点、⑤翌年の陪審法廷のための基礎名簿および年次名簿に記載された人数についてである。また、陪審裁判長は同時に、審裁判所の統合の維持または廃止すべき事由があるか、意見を述べねばならない。

陪審裁判審理には直接関わらない国王高等裁判所は、司法行政のいわば基幹単位として、制度運営面には関わることが予定されていたことになる。しかも、司法大臣との連絡を担当するという役割であった。

次に、法規定と、国王高等裁判所の有する情報を照合しつつ、陪審員の選出過程を追うこととする。

2. 陪審員の選出

陪審裁判の実施にあたり、候補者の資格から選出、開廷期間等を定めた陪審法（1897年法律33号）によれば、陪審法廷は67か所あった国王裁判所毎に設置されるはずであった（1条）。しかし、司法大臣の権限により、同一国王高等裁判所管轄区内に複数の区域を管轄する国王裁判所においては、陪審法廷を統合することができた（34条）。

ブダペシュト国王高等裁判所管轄区については、34条に該当せず、原則通り、刑事裁判所も含めて各区の国王裁判所が陪審法廷を開いていたと思われる。

これらの区において、陪審員候補者選出までに、基礎名簿、年次名簿、勤務名簿の三種類の名簿が順に作成される。

(1) 基礎名簿

陪審員候補者となるための原則は、26歳以上70歳未満のハンガリー国籍を有し、ハンガリー語（フィウメにおいてはイタリア語）が読み書きできる者の中から、年額20コロナ以上の納税者または相応の有産者であるか、所定の高等教育を受けていなければならない（陪審法4条）。各国王裁判所管轄区内の自治体住民のうち該当する人物の数を把握したうえ、除外や免除事由を考慮するために作成されるのが基礎名簿である。したがって、作成委員会は各自治体内に設置され、6月に15日間公示される。司法省令で規定された書式例によると、この名簿は以下の11項目からなる。すなわち ①姓名、②年齢、③住所、④言語に関する知識、⑤納税年額（20コロナ以上であること）、⑥免税者については納税年額20コロナに相当資産、⑦職業・身分、⑧最終学歴、⑨陪審員候補者間における親族関係の有無、⑩除名事由有無、⑪免除事由の有無、である。¹²

④の言語に関する知識については、陪審法1条に規定されたとおり「ハンガリー語を読み書きできるか？」という質問項目がある。

同じく④の項目には、続けて3つの質問と6例ほどの回答例が用意されている。

「国内で使用される言語のうち、どの言語が話せるか？」

「国内で使用される言語のうち、どの言語を主に使用しているか？」

「母語は何か？」

最初の質問の回答例には、ハンガリー語のほか、ドイツ語、ルーマニア語、クロアチア語が挙げられている。次の質問の回答例は「ハンガリー語」のみ、母語については、ハンガリー語に加えてドイツ語やクロアチア語の例が挙げられている。

項目⑧で求められる「最終学歴」の回答例として挙げられているのは、「小学校4年」「中学校6年」「薬学専門学院（薬剤師の資格）」など。

項目⑨の質問文は「当地の陪審員有資格者と1897年法律33号（陪審法）19条4号までに記載されたどのような親族関係にあるか？」である。陪審法19条では、同一の勤務名簿に親戚関係の人物が記載されないための配慮が規定されている。これに該当するのは、直系の血族および姻族、傍系の親族については従兄弟まで、また養子縁組した父または息子、妻の兄弟、姉妹の夫である。

項目⑩と⑪は陪審員の資格からの除外事由（陪審法5、6条）と免除事由に該当するか否かを尋ねている。回答欄には、該当する条文と号を記入することになっている。

訂正を経た基礎名簿は、毎年9月1日までに、国王裁判所に提出されねばならない（陪審法12条）。

では、実際に、この基礎名簿に登録された人数はどれくらいだったのか。

残念ながら、文書館史料として残されている基礎名簿を発見するにはいたっていない。¹³ 未だ調査不足の感は免れないとしても、文書の性質として、早めに確実に処分される可能性は大きかったと考えられる。ここから年次名簿を作成する過程は、委員会内の極秘事項でもあり、後にさまざまな憶測を呼びもする素材だからである。

基礎名簿への登録者数は、国王高等裁判所への報告事項の一つであった。にもかかわらず、ブダペシュト国王高等裁判所管轄区内1901年次の判明分も、決して多くない。そのなかで、バラッシャジャルマト国王裁判所管轄区については1901年次に6211人の記録がある。¹⁴ ノーグラード県の人口は1869年19万人から1910年で約26万人に増加しているため、人口に対して2~3%ということになる。¹⁵ このほか、フィウメ国王裁判所に提出された基礎名簿には768人との記載がある。¹⁶ 当時の都市の人口は約8万人である。ベステルツェバーニャ国王裁判所に提出された基礎名簿の数字は1146人である。¹⁷ トゥローツ県とゾヨム県を合わせた約18万人に対する人数と考えると、1%にも満たない割合となることがわかる。

ブダペシュト以外の管轄区についてはチズマディアがデブレツェン国王裁判所管轄区内の事例を紹介している。人口約25万5千人のヘヴェシュ県で作成された

基礎名簿では、1901年次の基礎名簿に7924名が登録された、とある。¹⁸

陪審員候補者の選出方法について、選挙制度における普通選挙と関連づけたり対比して語られることがある。¹⁹

19世紀末から20世紀初頭のハンガリー王国においても、制限つきとはいえ、普通選挙実現への動きは加速していた。すでに1874年の選挙法によれば、選挙法(1874年法律33号)によれば、ハンガリー議会議員を選ぶ有権者は原則としてハンガリー国内に「出生し」(született)、または国籍を取得した(honosított)二十歳以上の成年男子(1条)という原則が規定されていた。これに納税額が年105フォリント20以上という一般的な制限(6条)のほか、財産に関する種々の制限規定が課せられた結果、有権者数については1881年当時82万1千人(全人口の5.9%)、1910年当時116万2千人(全人口の6.9%)とされている。²¹

以上より、陪審員候補者基礎名簿の作成手続きは選挙人名簿作成とは区別して進められたこと、選挙人資格の場合は財産制限についてより詳細な項目が並べられていたこと、基礎名簿では、年齢制限のほか、制限事由とは明記しないまでも、言語や教育の程度について詳細に検討しうる項目が挙げられていたことが指摘できる。

当時の選挙制度自体、制限選挙から普通選挙への移行期であったとはいえ、国家の司法作用へ参加しうる民衆は、「教養」の点で、さらに狭く限定されていたことになる。

(2) 年次名簿

届けられた基礎名簿をもとにして、年次名簿は各国王裁判所毎に11月に作成される。作成を担当するのは裁判所長、他1名の裁判官、地元の名士から選ばれた3名の陪席委員から成る委員会である。²² 年次名簿に記載される人数は、管轄区の人口と基礎名簿の人数に応じて決められると推測される。

年次名簿についても、国王高等裁判所管轄区によっては諸事情により処分済みあるいは滅失していることも考えられる。

幸い、ブダペシュト国王高等裁判所管轄区内の場合には、施行開始の1900年こそ所在を確認できなかったが、1901年からについては、人数に若干の変動はあるものの、翌年次の名簿は定期的に作成され、前年11月から当年の1月までの間に添付書簡とともに国王高等裁判所に提出されていることが、筆者にも確認できている。²³

バラッシャジャルマト国王裁判所の場合、県庁所在地のバラッシャジャルマトについては、1900年当時

(表2) ブダペシュト国王高等裁判所管区内の国王裁判所陪審員候補年次名簿記載人数

国王裁判所管区	陪審員候補者数(人)	補助陪審員候補者数(人)
バラッシャジャルマト	240	80
ベステルツェバーニャ	120	40
ブダペシュト	600	200
エゲル	180	60
フィウメ	180	60
イポイシャーク	180	60
カロチャ	180	60
ケチケメート	270	90
ペシュトヴィデーク	360	100
セーケシュフェヘルヴァール	270	90
ソルノク	240	80

典拠) BFL.VII.1.a iii.1.48/1901より作成

「市」より「町」に降格されており、人口は8580人、高等教育機関も少なかったという。²⁴ 1901年次名簿に登録された候補者の住所を一覧すると、陪審員と補助陪審員の合計320人のうち141人の住所(陪審員候補者76名、補助陪審員候補者65名)がバラッシャジャルマト在住であった。²⁵

(3) 勤務名簿

陪審裁判は毎月の開廷時期が決められていた(陪審法21条)。地域の事情による違いや臨時の開廷期もあったが、ブダペシュトの場合は、原則として7月から9月を除く毎月15日間のうちに、陪審法廷が開かれることとなっていた。²⁶

開廷期間30日前から15日前に、その期間に召集されることとなる陪審員30名、補助陪審員15名ずつが、国王裁判所における公開の集会(nyilvános ülés)で、裁判所長ほか2名の裁判官、当地の検事、弁護士会代表立会のもと、籤引き(kisorsolás)によって選出される(陪審法19条)。

記載項目については人数が異なるだけで、年次名簿と勤務名簿は全く同じであり、氏名、職業、住所(地区と番地)となっている。²⁷

勤務名簿は陪審裁判を実施する裁判長に提出される(陪審法21条)。名簿自体については、もはや国王高等裁判所へ提出するよう義務付ける法規定はみられない。これは、むしろ義務付ける必要もなかったとも考えられる。すでに、人名と職業は新聞にも公表される事項だったからである。²⁸

3. 事件数・審理期間等の報告状況

年次名簿とは異なり、1898年司法省令26条の他の項

目についての報告書は揃っていない。そのなかには、後年になって失われてしまった文書も少なからずあるだろう。しかし、そもそも国王裁判所が提出していなかったり、要求された項目の全部または一部に答えていなかったりと、報告状態も様々である。

1901年次の実施状況について報告するよう、国王高等裁判所からは1902年1月2日付で指令が出ていた。これに対して各裁判所から寄せられた回答状況をまとめたものが(表3)である。

(表3) ブダペシュト国王高等裁判所管区内の各国王裁判所から陪審裁判実務に関する国王高等裁判所宛での回答状況

裁判所名	回答状況
バラッシャジャルマト	全項目に回答
ベステルツェバーニヤ	全項目に回答
ブダペシュト	(異なる回答)
エゲル	項目②に「無」との回答のみ
フィウメ	全項目に回答
イポイシャーグ	項目②に「無」との回答のみ
カロチャ	(他日の回答)
ケチケメート	項目②に「無」との回答のみ
ペシュトヴィデーク	陪審裁判の開廷無
セーケシュフェーヘルヴァール	項目②に「無」との回答のみ
ソルノク	事件数と費用の額のみ回答

典拠) BFL VII.1.a iii.1.35-36/1901より作成

備考) 質問項目(司法省令26条に準じて) ①事件数 ②他の国王裁判所からの事件の移送数, ③審理日数と費用の各合計, ④陪審裁判に関する問題点, ⑤基礎名簿および年次名簿の候補者数

もともと、司法省令26条の報告義務は、陪審裁判所設置区域の統廃合に関する司法大臣の権限を認めた陪審法34条の適用のために必要な情報となるべく定められていた。多くの裁判所が他の国王裁判所地区から移送されてきた事件の有無のみ回答したのは、この点に注目したからと考えられる。しかしながら、審理日数や費用の額について回答している裁判所は半数にも満たない。(表2)のうち、ブダペシュト国王刑事裁判所の書簡からは、異論が出ている。²⁹ すなわち、陪審法34条が規定するような、他の国王裁判所管轄区と陪審法廷について統合された裁判所のみが報告書を提出するものであって、もとの国王裁判所に陪審法廷を設置した場合は該当しないと考えていたため、敢て報告してこなかった、というのである。続けて1900年に28件の事件数、その判決の種類(有罪9件、無罪2件、停止2件、1件についてはやり直し)、1901年に36の事件数、その判決の種類(有罪18件、無罪10件、停止8件、延期3件)については報告されているが、審理に要した日数や費用については報告の「準備をしていなかった」とある。

1901年から1903年分がそろっているのはベステルツェバーニヤ国王裁判所からの報告書だけであり、その情報を項目に従って整理したのが(表4)である。

(表4) ベステルツェバーニヤ国王裁判所管区における陪審裁判に関する記録より

	1901年	1902年	1903年
質問項目①	14	25	21
質問項目②	「無」	「無」	「無」
質問項目③(日数)	12	24	22
質問項目③(費用)	1495kr.92f	4567.kr.80f	3691kr.42f
a)裁判費用	a)447kr.80f	a)1471kr.60f	a)834kr.90f
b)陪審員費用	b)1048kr.12f	b)3096kr.20f	b)2856kr.52f
質問項目④	「無」	「無」	「無」
質問項目⑤(基礎名簿登録人数)	1146	1172	1196
質問項目⑤	120/40	180/60	180/60

典拠) BFL VII.1.a.iii.1/35・36, 1901-1903より作成

備考) 質問項目③のうちa)は証人召喚や鑑定人の依頼にかかる費用、b)は日当や旅費に充てられた。質問項目⑤は年次名簿登録人数/補助陪審員登録人数

もともと、開延期や審理日数、事件数については、国王裁判所からの照会事項や申請時にある程度明らかになることもあるからである。

例えばエゲル国王裁判所からは1904年11月28日付書簡³⁰で、1900年以来10回の開延期が終了したこと、どの開延期にも平均して11の事件数があったこと、審理日数も日曜祝日を含めて15日間であったこと、1904年11月の開延期も7日から18日までの間に11事件の審理を兼終了したことなどが、まとめて報告されている。もともと、この書簡の主たる目的は報告ではなく、2月第3週までの開延期延長の許可申請である。この申請に続く書簡から、高等裁判長を通して12月2日付で司法大臣に伝えられ、許可する内容の決定が翌年15日付で大臣の秘書官から国王高等裁判所長に伝えられていたとわかる。

また、カロチャ国王裁判所1902年5月10日付書簡では、事件数の増加に伴い、1903年度は1月、5月、9月に20日間から1カ月間を陪審法廷開催期間に充てたいと求めている。これも高等裁判長を通して5月17日付で司法大臣に伝えられ、6月16日付の司法省からの通達で、これも認められている。

それでも、基礎名簿の掲載人数や費用について別途報告する書簡は見当たらなかった。

4. おわりに

ブダペシュト国王高等裁判所文書から、この制度運営の監督は国王高等裁判所を通して司法大臣にあった

こと、陪審員候補者の選出ならびに名簿の作成過程は、制度施行当初から、少なくとも首都周辺部については滞りなく進められていたことを示してきた。しかしながら、王国の中で突出して人口の集中したブダペシュト³¹を含む管轄区においてすら、選出されてくる陪審員候補者は、きわめて低い割合であったことも確認された。

また、国王高等裁判所および司法大臣側と国王裁判所との文書のやりとりからは、一方で事務の遂行に関し、国王高等裁判所を通して几帳面に司法省の指示を仰ぐ国王裁判所の姿勢も認められる。

その一方で、法令にも規定され、傍目にもかなり明確に思える指示であっても、各国王裁判所によっては、意図的か否かは不明ながら回答の方法が異なるため、司法省側も、場合によっては迅速かつ正確な実態把握に遅れていたであろう様子も浮かび上がってくる。ましてや、個別の国王裁判所の管轄区が広くなったり複雑化する他の地域の裁判実務について、司法省の実態把握はどの程度であっただろうか。

まだ、まとまった評価を出せるほどの統計的資料とはいえないが、陪審制の運用状況は一言で括ってしまえるほど単純でもなさそうである。多民族国家として複雑な事情を国内に抱えるオーストリア＝ハンガリー二重君主国のなかで、当時の陪審裁判に関する事例や当時の言説の分析を充実させるためにも、できうるかぎり、制度運営面の実態に関するさらなる蓄積が望まれる。

1 これらの制度については、Schioppa(ed), *The Trial Jury in England, France, Germany 1700-1900*, Berlin 1987; 邦語文献でも和田(1996)や三成(1996)が詳しい。

2 英米型との違いを以下の3点にみている。すなわち、①陪審員と職業裁判官とが同席して評議すること、②陪審員たちだけで評議する場合は裁判長が事前に決めた質問を逸脱してはならないこと、③評決には全員一致を必要としなかったこと、である。ハンガリー王国の場合は、②と③に該当する。以上につき Antal (2009) p.296 参照。

3 ハンガリー王国の出版法違反行為に対する陪審制の導入については Sarlós, Béla “A sajtószabadság és eljárási biztosítékainak fővonásai” in : Csizmadia, ed., *Jogtörténeti tanulmányok, II*, Budapest, 1968, 193-204. 邦語文献では、拙稿(2001)。

4 Antal (2009) p.296

5 Csizmadia (1966); Stipta (1998); Mezey (2000)のほか、Botos Gábor, *A büntetőeljárás jog története*, Budapest 2001; Antal Tamás, *Törvénykezési reformok Magyarországon (1890-1900)*, Szeged, 2006 等。

6 例えば、最近の邦語文献だけでも、経済の分野で高田茂臣『19世紀ハンガリーの産業革命』(大東文化大学経営研究所, 2008年)教育制度については渡邊昭子「ハンガリーにおける教育法(1868年)の施行と制度的安定化」(東欧史研究 第31号, 2009年, 2-24頁)や小川(2009)等、従来の研究の蓄積に加えて実証的な研究が重ねられている。

7 和協(ドイツ語で *Ausgleich*, ハンガリー語で *kiegyezés*)の位置づけをめぐる議論やハンガリー王国の範囲についての検討は、拙稿(2000)284頁(註19)を参照。

8 Mezey (2000) 657.

9 現クロアチア北西部の都市。クロアチア名はリエカ。フィウメはイタリア名。15世紀にオーストリアの支配下、1717年自由港宣言、1867年の和協以降、ハンガリー王国の管理下に入る。以上につき伊東他監修『東欧を知る事典』平凡社(2001)559頁。

10 拙稿(2001)9頁。

11 1896年法律33号。

12 3300/1898.I.M.E 付属の書式 *magyar renderetekára* 1898, 344-345.

13 ペシュト県図書館(Pest megyei levéltár)では、ペシュト=ピリシュ=ショルト=キシクン県副知事関係文書目録(*Alispani Mutatókönyv*)には1903年次の基礎名簿が記載されているが、名簿自体は残存していない、とのことであった。ジュールにおいても同じ回答を得た。

14 バラッシャジャルマト国王裁判所からブダペシュト国王高等裁判所宛1901年12月11日付書簡(BFL.VII.1.a.iii.1.56/1901)

15 以下、各県や都市の人口については、Révai nagy lexikona: *Az ismeretek enciklopédiája* (köt.1-21, Budapest, 1911-1935)を参考にしたため、人口の年度については多少のずれがある。

16 フィウメ国王裁判所からブダペシュト国王高等裁判所宛1902年1月8日付書簡(BFL.VII.1.a.iii.1.56/1901-1902)

17 ベステルツェバーニヤ国王裁判所からブダペシュト国王高等裁判所宛1901年11月26日付書簡(BFL.VII.1.a.iii.1.56/1901)

18 Csizmadia (1966) 136頁。

19 2009年5月から施行された日本の裁判員制度でも、最初に作成される裁判員候補者予定者名簿は市町村における選挙人名簿から選出される。(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 第21条)貨幣価値について換算することはできないが、

20 20コロナ(帝国共通の単位としてはクローネだが、ハンガリー語の表記に従う)は105フォリントより低い金額であったと推測される。ハンガリー王国では1892年の通貨改革によりフォリントからコロナに変更された。Forint, *Révai nagy lexikona*, köt.7, Budapest 1925, 687頁。

- 21 Választójog története, *Révai nagy lexikona*, köt.18, Budapest 1925, 732 頁
- 22 陪席委員についての考察は拙稿 (2000) 294 頁参照。
- 23 BFL. VII.1.a.iii.1/1901-1904 を参照
- 24 初等教育以上の教育機関については、ノーグラード県内ではロションツの国立ギムナジウムと師範学校しかなかったという。以上につき、小川 (2010) 30 頁参照。
- 25 Esküdtbírótság: Balassagyarmat. Évi főljajstrom / helyettes lajstrom az 1901 évre. BFL. VII.1.a.iii.1/1901. もっとも、補助陪審員候補者は、急な呼び出しに対応できるよう、国王裁判所所在地近くに居住する者を優先的に集めてある。
- 26 拙稿 (2000) 294 頁参照。
- 27 3300/1898.I.M.E 付属の書式
- 28 ブダペシュトの代表的な新聞の一つ、ペシュターロイド紙を確認したところでは、司法欄 (Gerichtshalle) には、例えば「5月の会期の陪審員 (Geschworne für die Session im Monat Mai)」といった見出しで勤務名簿 30 名分の氏名と職業が掲載されている。また、1900年3月21日付デブレツェン新聞 (Debreczeni ujság) では、最初の陪審員裁判を担当した陪審員 12 名の氏名と職業も、掲載されている。
- 29 28/902 1902年1月8日付 ブダペシュト国王刑事裁判所長発ブダペシュト国王高等裁判所長宛書簡 BFL. VII.1.a.iii.1/1902.
- 30 42633/904.I.M.III. 決定および付属の書簡 BFL VII.1.a/1904.
- 31 1900年の時点で首都ブダペシュトの人口は73万3千人を数え、ハンガリー全人口の4%強だったという。それ以外の都市との人口差が際立っており、当時2番目に大きかったセグドは、ブダペシュトの12%にすぎなかったという。以上につき、ルカーチ／早稲田みか訳『ブダペストの世紀末』(白水社、1991年) 98-99 頁。

- 2) Magyarországi renderetektára 1898, Budapest, 1899

文書館史料

- 1) Budapest fővárosi levéltár [ブダペシュト市立文書館、BFL と略す]
VII. 1.a. Budapesti királyi ítélőtábló elnöke iratok 1900-1904

文献

- 1) Antal, Tamás : The Codification of the Jury Procedure in Hungary, in *The Journal of Legal History*, Vol.30, No.3, 2009, pp.279-297.
- 2) Csizmadia, Andor, “Az esküdtbírótság Magyarországon a dualizmus korában”, in: Csizmadia, ed., *Jogtörténeti tanulmányok*, I, Budapest, 1966, pp.131-146.
- 3) Mezey, Barna, “Laienrichter in der ungarischen Rechtsgeschichte”, in: Hausmann J./Krause T. (Hg.) >Erhaltung guter Ordnung; Beiträge zur Geschichte von Recht und Justiz: Festschrift für Wolfgang Sellert zum 65. Geburtstag, Köln/Weimar/Wien, 2000, pp.633-668.
- 4) Stipta, István : A magyar bírósági rendszer története, Debrecen, 1998.
- 5) 小川隆司「民衆教育とエリート教育のはざままで—二重君主国期ハンガリー地域社会の市民学校—」*東欧史研究* 第31号 (2009), 25-44 頁。
- 6) 三成賢次：「陪審制と参審制—近代ドイツにおける司法への民衆参加—」佐藤篤士・林毅編著『司法への民衆参加—西洋における歴史的展開—』(成文堂、1996年) 189-210 頁。
- 7) 和田敏朗「フランスにおける刑事陪審」佐藤篤士・林毅編著『司法への民衆参加—西洋における歴史的展開—』(成文堂、1996年) 167-188 頁。
- 8) 拙稿：「アウスグライヒ体制下のハンガリー陪審法制」*スラヴ研究* 47 (2000), 281-300 頁。
- 9) 拙稿：「ハンガリー 1848年出版法における陪審制—1848年省令と1867年省令の比較検討を中心に—」*熊本大学教育学部紀要* 50 (2001), 1-13 頁。

参考資料・文献

法令集

- 1) Magyar törvénytár 1740-1947 / Corpus Iuris Hungarici 1740-1947, Budapest, 1896-1948

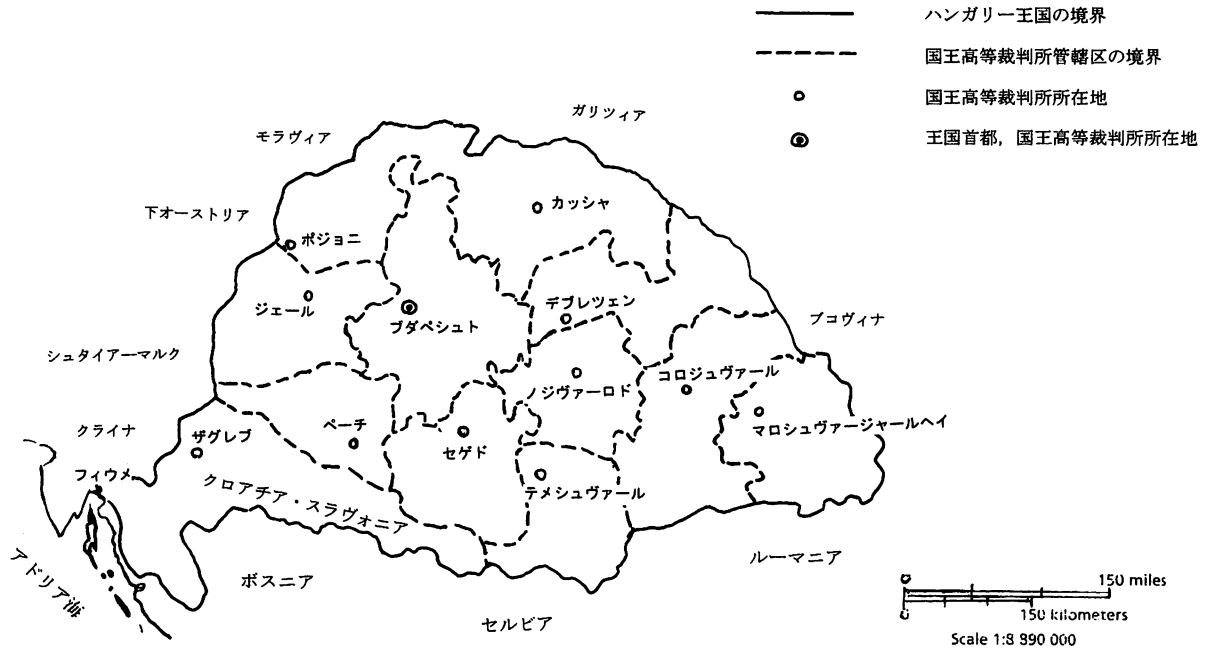


図 1. ハンガリー国王高等裁判所管轄区分

典拠) 1890 年法律 25 号および Horváth Attila-Völgyesi Levente, *Jogtörténeti atlasz*, Budapest 1999 をもとに作成

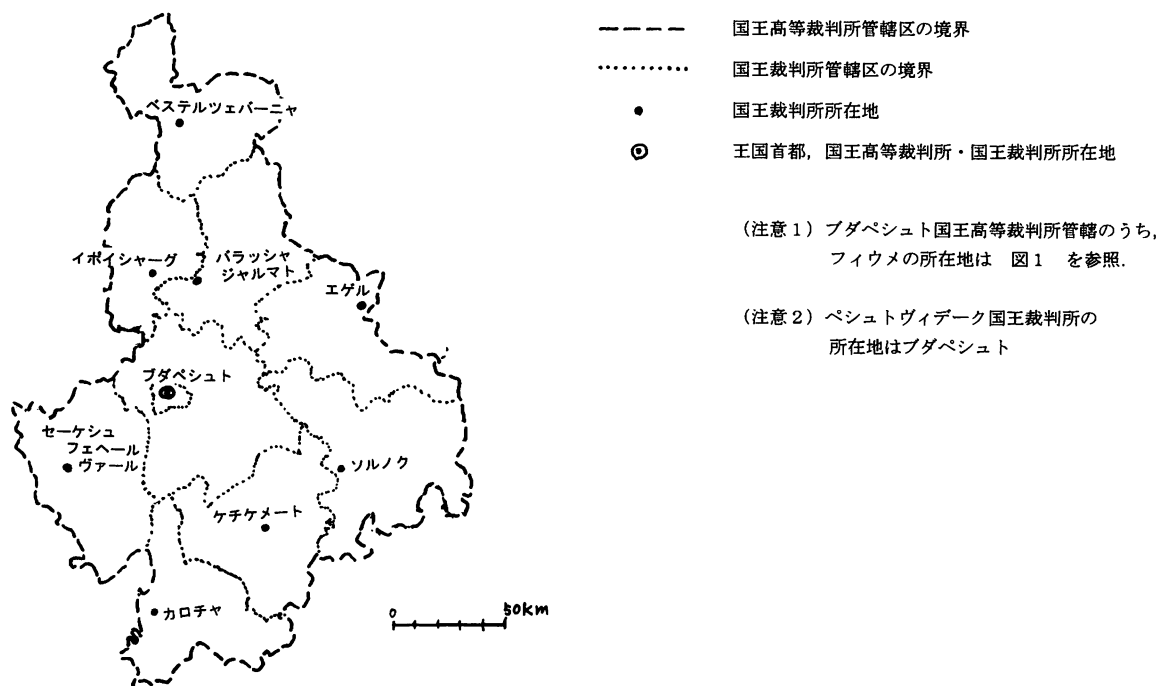


図 2. ブダペシュト国王高等裁判所管轄区内における国王裁判所の管轄区分

典拠) Bónis György, *Fővárosi Levéltár*(volt Budapesti 1.sz. Állami Levéltár), 4.A jogszolgáltatás budapesti területi szervei, Budapest 1966 をもとに作成